

第 1 4 6 5 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 3 年 7 月 1 9 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 4 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(報告事項)

第21号 島根県教育課程審議会答申について（高校教育課）

第22号 平成24年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について
（高校教育課）

第23号 スポーツ基本法について（保健体育課）

第24号 島根県社会教育委員の一部改選について（社会教育課）

第25号 実証！「地域力」醸成プログラムモデル公民館の選定について
（社会教育課）

第26号 平成23年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰について
（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第5号 平成24年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の分限処分について（高校教育課）

————— 以上原案のとおり承認

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 渋川委員 安藤委員 山本委員 土田委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
金築教育次長	全議題
米山教育次長	公開議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
小林高校教育課長	公開議題、承認第2号
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
奥井人権同和教育課長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
福間高校教育課企画人事グループリーダー	承認第2号
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	6件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	安藤委員	

(報告事項)

第21号 島根県教育課程審議会答申について (高校教育課)

○小林高校教育課長 報告第21号島根県教育課程審議会答申についてご報告する。

来年、平成24年から中学校において新学習指導要領が完全実施されることに伴い、高等学校の入学者選抜のあり方についても、適切な改善を行う必要があるということで、昨年9月10日に島根県立高等学校入学者選抜方法の改善について島根県教育課程審議会に諮問していたところ、今月7月6日にその答申が出された。

審議経過としては、教育課程審議会を3回、その間、現場の教員等から成る専門調査委員会を4回行い、今回の答申をいただいた。

答申の骨子について資料に載せているが、最も大きな点として、高校の推薦入学者選抜の募集枠の上限引き下げが挙げられる。推薦入学者選抜とは、通常の学力検査ではなく、面接や小論文で早い時期に推薦入学で選抜者を決定するという制度である。平成14年、学校週5日制導入時の学習指導要領改訂に伴い、原則として50%まで推薦枠を認めることとし、各高校で枠を設定することとなった。答申では、この推薦の上限50%について、高等学校側では推薦入学による入学者の学習意欲や部活動等の状況から、非常に推薦入学の意義を認める一方で、中学校側からは、推薦の割合が多いので、特に中学校3年生からの学習意欲の継続に支障があるというような指摘もあった。学校によっては定員の半分を推薦でとっているので、中学3年の2月頃には、私立高校進学者を含めクラスの半数以上の行き先が決まっているというような状況である。また、余りにも推薦枠が多いために、一般入試を受ける生徒が精神的に不安になるという状況も指摘されている。以上から、結論として、現行の50%を縮小という意見をいただいたところである。

2つ目は文化特別推薦選抜の廃止である。数年前に行われた全国高文祭をきっかけに、文化系の活動に意欲的な生徒を選抜し、文化活動を一層推進する狙いでスタートした。当初は県内で20数名の志願者があったが、昨年度は県全体で3名という状況であった。音楽、かるた、神楽などの7部門で募集しているが、1部門の3名しかなかった。一方で、文化活動は引き続き推進していく必要があるということで、文化特別推薦ではなく通常の推薦入学の中で、例えば文化系又は体育系の部活動に意欲的な生徒を募るなどの方向性も出していただいた。

3つ目は県外からの出願者の取扱いについてである、ご存じのように、2、3年前から中山間地や離島の高校で積極的に県外生徒の受け入れており、現在、県外からのいわゆる身元引受人制度により原則各校4名まで受け入れを行っている。4名を超えて合格者を出す場合は、県教委と協議の上、決定を行っている。教育委員会でも積極的に県外生徒の受け入れを行うということであれば、積極的に受け入れている学校については弾力的に扱う方法を検討してはどうかと意見をいただいたところである。

4つ目は、特別な支援を必要とする生徒を対象とした入学者選抜特別措置の周知についてもご意見をいただいた。会の中でも、高校での特別支援教育をどうするかということに関連して色々なご意見をいただいている。現在、入学者選抜の試験当日に様々な特別措置をとっており、協議の上、試験の問題用紙を拡大したり、あるいは若干試験時間を延ばしたりという措置をしているところであるが、実施要綱の中では具体的にどのような対応を行うのかが明記していない。これを一層明確にして実施要綱に盛り込みきちんと周知するべきであるのご意見を頂いている。

先ほど申しあげたように、現中学校2年生が高校入試を受ける平成25年度からこの答申を受けて反映させたいと考えているが、一部については前倒しで反映させることを考えている。具体には、次の議題の入学者選抜方法の改善のところでご説明するが、文化特別推薦選抜の廃止については大きな影響は考えられないので、来年度から実施していきたいと考えている。

○安藤委員 県外からの合格者数が多いのは、どこの高校なのか。

○小林高校教育課長 今年島前高校が積極的に受け入れており、今年4月には8名ほど入学している。県外からの入学については、県全体でも以前の倍程度あり、県外の募集を積極的にホームページ等に掲載して取り組んでいる中山間地、離島の学校ではかなり増えている。この形は引

き続きやっていきたいと思っているが、県立高校であるので、合格するのが数字的に厳しいような学校については4名の枠を外すというわけにはいかないが、定員の関係で比較的に入りやすい学校、あるいは積極的に取り組みを行っている学校については、答申を受けて弾力的に考えていきたい。

○安藤委員 4名という数字は出さないことになるのか。

○小林高校教育課長 倍率の高い学校についてはある程度線を引く必要があると思う。具体的なことについては今後検討したい。

○安藤委員 特別な支援の必要とする生徒を対象とした、入学者選抜での特別措置の周知に関して、教員の受け入れ体制はどのようになっているのか。

○小林高校教育課長 今回、教育課程審議会の委員から非常に多くのご意見を頂いたところである。答申文から引用すると次のとおりである。「現在、発達障がいを含め、さまざまな障がいによる特別な支援を必要とする受験生が増加しており、入学者選抜においては、その障がいによる不利益が反映されないよう、特別措置を講じている。実際には、個々の受検者の障がいの状況に応じて、その都度対応しているが、今後きめ細かく対応していく必要がある。障がいのある生徒の進路指導に当たっては、各中学校や特別支援学校が、早い段階から高等学校と情報交換を行い、高等学校はその教育活動の中で対応が可能な具体的支援について、受験生やその保護者に対して早目に情報提供することも必要である。」

受検当日の措置だけではなく、合格後の受け入れが可能であるのか、早い段階から特別支援教育室でもそのような情報収集は行っている。場合によっては施設の改善等も必要であるので、中学校と高校が早目に情報交換を行うよう答申を頂いている。非常に喫緊の課題であるので、特別支援教育室とも相談して対応していきたい。

○助川特別支援教育室長 先の3月に有識者の会から頂いている答申においても、高等学校で適切な支援を行うことで高等学校に進学が可能な生徒に対して、受検上の配慮や受け入れ体制の整備を図ることが指摘されているところである。

受検の配慮については、今回の答申でも述べられているとおり、障がいのある生徒と学校との関わりだけではなく、他機関との連携が重要である。中学校での支援を踏まえて、高等学校での授業や支援体制づくりを行う必要がある。中学校でどのようなことがなされてきたかということ、更に、その生徒にはどのような支援が必要なのかということが、高等学校にうまく伝わるようにする。更に高等学校側としても、高等学校ではどのようなことが提供できるのかを中学校あるいは本人、保護者に伝えていくことが必要であると考えている。

○安藤委員 学力の高い生徒もいるので、そのように個々のケースについて、中学校と高校が連携をとって対応することは非常に大事であると思う。

○土田委員 改善のポイントの1点目、推薦入学の50%を縮小するという点については、大いに賛成である。なぜならば、ここ数年、定員割れが続いており、なおかつ定員を縮小してでもさらに定員割れということになっているので、そのような状況で推薦入学の50%を維持し続けると、中学3年生で受検を控えた生徒と、推薦でそのまま入学できる生徒が遊離してしまい、教育上の問題が出てきてしまうのではないかと懸念するからである。推薦枠の改善策を提示する時期についても考えがあれば伺いたい。

○小林高校教育課長 平成25年度からの実施を考えている。特に中学校側に影響の大きい問題であり、来年3月、現中学3年生からは無理であるので、現中学2年生が高校を受ける平成25年度入試から、各高等学校での推薦の割合を学校側できちんと検討した上で、教育委員会において協議を行い決定したいと考えている。

○土田委員 その推薦割合はいつごろまでに提示されるのか。

○小林高校教育課長 例年、前の年の10月に実施要綱を発表し、中学校、高校に配布の上、公表しており、一番遅くてもそれと同時であると思っている。但し、非常に大きな問題であるので場合によっては多少早目に周知することも考えられる。一方で受験生に余り不安を与えてもいけないと思うので、周知の時期については検討していきたい。再来年の入試に向けて、遅くとも来

年の10月に周知することを考えている。

○土田委員 中学生の生徒に対する影響が非常に大きいので、1ヶ月でも2ヶ月でも早目に提示した方がよいと思う。その点よろしく願います。

○北島委員長 中学校側は、この方針について十分納得しているのか。

○小林高校教育課長 むしろ中学校側に推薦枠縮小の意見、要望が多い。逆に、高校は推薦入試で積極的に自校を受けた生徒を受け入れたという声がどちらかというときが多い。

○北島委員長 父兄の意見について把握しているか。

○小林高校教育課長 把握していない。

○山本委員 工業等の専門高校では、入学者が少なく定員割れの学校があるので、逆に推薦枠を上げてでも、生徒を増やす必要があるのではないかと。普通高校は縮小するとしても、専門高校については、要望があれば推薦枠を拡大するという事は検討されてないか。

○小林高校教育課長 ご指摘のとおりで、この3月の推薦枠については、松江工業は全て50%、松江農林も50%としており、特に松江農林の環境土木科は特例的に60%までの推薦枠を認めている。高校側からは、推薦入試があると生徒募集の際、積極的にアピールもできるという意見も聞いている。繰り返しになるが、推薦枠の上限をどうするのかは大きな問題であり、慎重に各学校で検討を行い県教委とやりとりをしていきたいと考えている。専門高校としては、特に推薦入試を重視しているという状況はある。一方いわゆる普通高校については、全く推薦を行ってない学校もあるので、事情は様々である。

○山本委員 各学校では、コンピューターの扱いについてはある程度レベルが上がっているが、残念ながら機械を扱うことが非常に少ない。益田翔陽高校や出雲工業高校には機械系の授業があったと思うが、高校を出た後、地元の島根大学には機械系の学科自体がないので、鳥取大学など他県の大学へ行かなければならない。よそから技術者も連れてくるより、地元の学校を卒業した者を採用したほうが、雇用のためには非常にいいと思う。技術者の育成という観点から、専門高校で定員割れがあるということは非常に問題であるので、簡単ではないとは思いますがその解消に向けての対策を検討してほしい。

○小林高校教育課長 地元の高専などは競争率がかなり高いが、県立工業高校では、今年の入試の状況をみても江津工業高校ではかなり定員割れをしており、非常に危機感を持っているので、色々な面から検討していきたいと考えている。

○山本委員 すぐには改善しないことであるので、検討材料の中に入れておいてほしい。

――原案のとおり了承

第22号 平成24年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について（高校教育課）

○小林高校教育課長 報告第22号平成24年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針についてご報告する。

昨年度からの変更は2箇所だけである。まず1点目、実施期日について、昨年度は3月8日であったが、今年度の24年度入試については、卒業式の曜日の関係から、来年3月7日水曜日に学力検査を行うこととしたい。もう1点は、先ほどご報告した文化特別推薦制度の廃止である。もし必要があれば、各学校の一般推薦入試での対応を考えている。

学力検査は非常に重大なことであるので、くれぐれもミスがないようにしているが、引き続き、委員の人選作業の過程については細心の注意を払って行いたい。

最後に、定時制課程、通信制課程の入学者選抜については、定時制と通信制が開設される浜田高校の具体的入試のやり方については10月にご説明いたしたい。原則として従来どおりと考えている。

○北島委員長 試験問題の漏えい事件が起こってから5、6年は経つと思うが、そろそろ忘れた

頃、緩みがちになることもあるかと思うので、問題作成に関しては漏えい等のないよう十分気をつけてもらいたい。

――原案のとおり了承

第23号 スポーツ基本法について（保健体育課）

○細田保健体育課長 報告第23号スポーツ基本法についてご報告する。

先月6月17日、前文及び5章35条から成るスポーツ基本法が議員立法によって成立した。その背景については、前のスポーツ振興法が制定から約半世紀を経過しており、スポーツを取り巻く現状に対応することが困難になっていたということ、それからスポーツ関係者から同法の全面改正を要請されていたということが挙げられる。

制定の経緯を資料に載せている。東京五輪を前に昭和36年にスポーツ振興法が制定されている。これは主に国と自治体の役割を定めたものである。

制定の趣旨として主なものを3つ載せている。1つ目、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。2つ目、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利である。3つ目、地域スポーツと競技スポーツの連携と協働が、我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす。

この法律で特筆すべきものは、第8条に規定されている、国の財政措置等の明確化ということである。第8条、政府は、スポーツに関する施策を実施するため、必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講じなければならない。これは、国体や全国障害者スポーツ大会への援助、2020年の東京へのオリンピックの招致などの財政的な支援を国が行う根拠になった。

基本的施策については、法律本文中第3章に3つの節がある。第1節、基礎的条件の整備については11条から20条までであり、新しくスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決、学校における体育の充実、スポーツ産業の事業者との連携、スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進等が規定されている。

第2節、地域スポーツの推進については21条から成っている。21条において地域におけるスポーツ振興のための事業への支援等、それから24条においてスポーツレクリエーション活動などが挙げられている。

第3節、競技スポーツの推進関係では、色々な新しいことが規定されている。25条に優秀なスポーツ選手の育成、身体障害者スポーツ大会、国際競技大会の招致または開催の支援等、28条では企業、大学等によるスポーツの支援、29条ではドーピングの防止活動の推進等が盛り込まれている。

資料の次頁をご覧頂きたい。スポーツ基本法の制定による本県に対する影響についてであるが、この成立によって名称の変更等、直接の影響がある。1つには、県のスポーツ推進計画の策定が挙げられる。従来は、法に基づきスポーツ推進計画を定めるものとして義務づけられており、島根県においても計画を策定してきたが、義務づけが廃止され、計画を定めるように努めるという努力規定となった。また、この計画に関して、スポーツ振興審議会の意見を聞かなければならないと法に規定されていたが、この諮問が廃止されることとなった。

2つ目としてはスポーツ推進審議会等についてである。法31条に、都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる、と規定されることとなった。現在のスポーツ振興審議会が新法ではスポーツ推進審議会という名称に変更され、また、従来、審議会を置くものとすると言われていたところが置くことができるとなり、義務づけが廃止された。

スポーツ振興法に基づく設置義務があるため、現在、島根県においては定数条例を定めている

が、新法の施行後には新たに設置条例の制定等を検討する必要があると考えている。

最後に、現在、体育指導委員という職があるが、法改正により職の名称が「スポーツ推進委員」に変更され、役割にスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整というものがつけ加えられた。また、新たな努力義務として17条、19条、21条などが新たに地方公共団体に課せられたものである。詳細は新旧対照表をご覧いただきたい。

○土田委員 島根県の高校で女子のサッカー部を設けてる高校はあるのか。

○小林高校教育課長 確か1校だけ、松江商業高校にある。

○土田委員 国体に出場するラグビー選手の激励のため石見智翠館高校を訪れた際、同校ラグビー部監督が17歳以下のラグビー日本代表の監督に就任されたということを聞いた。屋外競技では他に女子サッカーが脚光を浴びているので、ぜひとも島根県からも有名な女子サッカー選手を出せるように頑張ってもらいたい。

○安藤委員 資料にある法律の新旧対照表を見て、新しいスポーツ基本法には心身の健全な発達、健康及び体力の保持推進等、厚生労働省と共有する部分が多くあると思ったが、そのように捉えて間違いないか。また、新法の附則に出てくる「スポーツ庁」は、厚生労働省とのつながりが従来より大きい分野の庁と考えていいのか。

○細田保健体育課長 立法に関わった国会議員は、欧州の様に独立したスポーツ庁をつくりたかったようであるが、文部科学省と厚生労働省がそれを前面に出すかどうかは不明である。

○渋川委員 男子スポーツと比べて女子や障がい者のスポーツは予算が非常に少ないと聞く。そのような格差は、協会の資金や国の支援の格差から生じるのか。今後はどうなるのか。

○細田保健体育課長 例えばワールドカップにおいて、男子の場合は優勝すると3,500万、準優勝で3,000万の支給があるといわれるが、女子の場合は優勝で150万、準優勝で100万とであり、10倍以上の差があると聞いたことがある。今回優勝したなでしこジャパンには、それに上乗せして支給しようという話もあるようである。あるいは、国際大会等に対して財政支援をする根拠法ができたので、徐々にその方面から充実させられるのではないかと思う。

○渋川委員 障がい者スポーツの場合であると、例えばバスケットの全日本代表に選ばれて遠方の練習会場へ行くようなときでも、交通費は一部本人負担であると聞く。これまでは男子と女子、障がい者でかなり格差が感じられたが、法整備により格差が解消されることを願う。

○安藤委員 今後の具体的な方向については、県のスポーツ振興計画は23年度までとなっているので、24年度以降の県のスポーツ基本計画を今から準備していくことになるか。

○保健体育課長 今後、国の計画が出されて、それを参酌して県の計画を策定することとなる。国の動向を見ながら、早急につくっていききたい。

○山本委員 国の財政措置が明確化されたとのことだが本当にそうであるのか。イベントには金を出すが、施設整備には出さないということにはなっていないか。

○保健体育課長 スポーツする環境に関しても十分な配慮を行うことが盛り込まれているので、施設整備についても措置はあると思う。

○山本委員 従来の体育指導員はいわば名誉職であったが、今後は推進委員という名称に変わってしまう。名称が変わることで、なり手いなくなる可能性もあるのではないか。

○安藤委員 以前、体育指導員を任されたときに改善すべきことが沢山あると感じていた。この際、変わることに良いことだと思う。

○山本委員 6月27日の法律の成立後、施行日は6ヶ月以内に出される政令で決まるとのことであるが、施行はいつ頃になるのか。

○保健体育課長 秋頃だと聞いているが、年明けとなる場合もある。

――原案のとおり了承

○野津社会教育課長 報告第24号島根県社会教育委員の一部改選についてご報告する。

現在の社会教育委員の任期は去年の6月から来年の6月までであるが、この任期中に5名の方が異動等によりご退任になられたので、改選を行ったところである。

資料中、1番の連合婦人会の会長については、会長の交代により、新たに小林委員に就任いただく。続いて3番、5番、19番、これは小学校、中学校、高等学校のそれぞれの校長会から就任いただいております、役員の交代によって委員を交代するものである。それから17番、堀川委員については、既にご退職の上、離県されていた。図書の関係ということで、今井書店社長である田江氏に就任を依頼している。以上5名の委員が交代される。任期は残期間であるので、来年の6月までである。

この改選により、堀川委員が田江委員と交代し、女性から男性になった関係で、全委員に占める女性の割合が40%を切るようになった。については、従来の小学校の校長会からの女性委員に加えて、中学校、高校の校長会に女性委員の推薦をお願いしたところであったが、人事に関することであり、こちら都合どおりにはいかず、やむを得ず、現時点では女性割合の基準の40%を1名分切っている。来年の改選時には、改めて男女比が4割から6割になるよう総合的に委員の見直しを行いたい。

資料4の3頁に、新委員の五十音順の一覧を載せている。

――原案のとおり了承

第25号 実証！「地域力」醸成プログラムモデル公民館の選定について（社会教育課）

○野津社会教育課長 報告第25号実証！「地域力」醸成プログラムモデル公民館の選定についてご報告する。

実証！「地域力」醸成プログラムについては6月14日に公開プレゼンテーションを行ったところである。その審査の結果、資料の表に挙げている11公民館を選定した。11館の内訳は、通常の一般枠が6館、地域振興部予算の中山間地域実践枠が5館である。

個々の内容については資料のとおりである。今年で5年目になるこのプレゼンテーションに参加した公民館は実数で138館になる。分館をあわせた県内の公民館が合計347館であるので、約4割の公民館がこのプレゼンテーションに参加したことになる。選定されたモデル公民館は実数で90館であり、県内の全公民館347館に占める割合は約25%、4分の1になる。多数に参加いただき採用して取り組んでいただいているという状況である。

――原案のとおり了承

第26号 平成23年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰について（社会教育課）

○野津社会教育課長 報告第26号平成23年度優良少年団体島根県教育委員会教育長表彰についてご報告する。

この表彰は昭和27年からスタートしており今年が第60回目の表彰となる。

今年度の優良少年団体教育長表彰団体は2団体である。

1団体目は地球環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動に積極的に取り組み、明るく住みよい地域づくりに貢献している団体としてボーイスカウト出雲第6団を、もう1団体は伝統文化の継承または新しい地域文化の創造に寄与するとともに明るく住みよい地域づくりに貢献していく団体として榎尾子ども神楽団を、それぞれ市町村からの推薦に基

づき、審査の結果、表彰を決定している。

具体的な活動としては、ボーイスカウト出雲第6団は、地域と地域行事に積極的に参加しコミュニティセンターと一緒に地域活動に取り組んでいるということ、榎尾子ども神楽団は小学校から高校生まですべて組織し、近年ではオーストラリア等海外にも積極的に出かけていき、地域文化の宣伝、継承に努めていることが評価されている。

表彰は8月1日に教育委員室で行うこととしている。

――原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第5号 平成24年春の叙勲候補者の推薦について(総務課)

――原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の分限処分について(高校教育課)

――原案のとおり承認

北島委員長：閉会宣言 14時45分